改正バリアフリー法・UD推進会議 資料



●高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律 く予算関連>

背景•必要性

2018年12月のユニバーサル社会実現推進法の公布・施行やオリパラ東京大会を契機とした共生社会 実現に向けた機運醸成等を受け、「心のバリアフリー」に係る施策などソフト対策等を強化する必要

〇ハード面のバリアフリー化を進める※一方で、使用方法等ソフト面の対応が十分ではないため、高 齢者・障害者等の移動等が円滑になされない事例が顕在化

※ 利用者数3千人以上/日の旅客施設の90%で段差解消、87%で障害者用トイレ設置(2018年度末)

①公共交通事業者等における課題

例1)車椅子の乗車方法に関し、公共 交通事業者の習熟が必要との指摘。 例2)交通結節点における接遇を含め

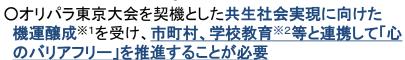
た関係者の連携が必要であるとの指 摘。(平成30年改正時の附帯決議)



〇公共交通事業者など施設設置管理 者について、ハード整備とともに、ソフ ト面の対策の強化が必要

②国民における課題

例)車両の優先席について、高齢者等に対し、声かけが恥ず かしい等の理由で譲らないケースも存在。



- ※1 「ユニバーサルデザインの街づくり」と「心のバリアフリー」に 取り組む「共生社会ホストタウン」の拡大
- ※2 新学習指導要領※に基づき「心のバリアフリー」教育を実施 (※小学校で2020年度から、中学校で2021年度から全面実施)

法律の概要 ※赤字:令和2年6月19日施行 青字:令和3年4月1日施行

- 1. 公共交通事業者など施設設置管理者におけるソフト対策の取組強化
- 〇公共交通事業者等に対するソフト基準※適合義務の創設 (※ スロープ板の適切な操作、明るさの確保等)
- 〇公共交通機関の乗継円滑化のため、他の公共交通事業者等からのハード・ソフト(旅客支援、情報提 供等)の移動等円滑化に関する協議への応諾義務を創設
- ○障害者等へのサービス提供について国が認定する観光施設(宿泊施設・飲食店等)の情報提供を促進

2. 国民に向けた広報啓発の取組推進

- (1)優先席、車椅子使用者用駐車施設等の適正な利用の推進
- ○国・地方公共団体・国民・施設設置管理者の責務等として、「車両の優先席、車椅子用駐車施設、 障害者用トイレ等の適正な利用の推進」を追加
- 〇公共交通事業者等に作成が義務付けられたハード・ソフト取組計画の記載項目に「上記施設の適正な 利用の推進」等を追加
- (2)市町村等による「心のバリアフリー」の推進(学校教育との連携等)(主務大臣に文科大臣を追加)
- ○目的規定、国が定める基本方針、市町村が定める移動等円滑化 促進方針(マスタープラン)の記載事項や、基本構想に記載する事業 メニューの一つとして、「心のバリアフリー」に関する事項を追加
- 〇心のバリアフリーに関する「教育啓発特定事業」を含むハード・ ソフトー体の基本構想について、作成経費を補助 (※予算関連)

○バリアフリーの促進に関する地方公共団体への国の助言・指導等





【教育啓発特定事業のイメージ】

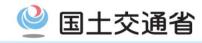
高齢者疑似体験

車椅子サポート体験

3. バリアフリー基準適合義務の対象拡大

〇公立小中学校及びバス等の旅客の乗降のための道路施設(旅客特定車両停留施設)を追加

ユニバーサルデザイン推進本部の立ち上げ



東京オリンピック・パラリンピック大会のレガシーとしての「真の共生社会の実現」を図るとともに、**障害当事者目線**に立った施策を展開していくため、本省・地方局にそれぞれユニバーサルデザイン推進本部を立ち上げ、国・地方が一体となって、共生社会ホストタウンをはじめとする、全国の市町村における「心のバリアフリー」や「ユニバーサルデザインの街づくり」の推進を図る。

本省推進本部における施策

- ○本省各局・地方局の取組状況の情報共有
- ○共生社会ホストタウンの取組に関する地方 本部と連携した支援

地方ブロック推進本部における施策

- ○地方ブロック一体となったマスタープラン・バリアフリー基本構想の策定促進
- ○バリアフリー教室等の共同開催など心のバリアフリーの推進
- ○共生社会ホストタウン市町村への主導的な支援

等

推進体制

本省ユニバーサルデザイン推進本部

(本部長)

総合政策局長

(本部員)

- ○総合政策局バリアフリー政策課長
- ○大臣官房官庁営繕部整備課長 ○※今か等日終発課が第2条第1
- ○総合政策局総務課政策企画官
- ○総合政策局事業総括調整官
- ○総合政策局地域交通課長
- 〇不動産·建設経済局情報活用推進課長
- ○都市局街路交通施設課長
- ○都市局公園緑地·景観課長
- 〇水管理·国土保全局河川環境課長
- ○道路局環境安全:防災課長
- ○住宅局住宅総合整備課長
- ○住宅局建築指導課長

(副本部長)

総合政策局次長

- ○鉄道局鉄道サービス政策室長
- ○鉄道局都市鉄道政策課長
- ○鉄道局技術企画課長
- ○自動車局旅客課長
- ○海事局内航課長
- ○海事局安全政策課船舶安全基準室長
- ○港湾局産業港湾課長
- ○港湾局技術監理室長
- ○航空局航空ネットワーク企画課長
- ○航空局航空事業課長
- ○観光庁観光産業課長
- ○観光庁参事官(外客受入)

地方ブロックユニバーサルデザイン推進本部

○各地方ブロックとも、地方運輸局・地方整備局等の幹部・ 課長クラスで構成

(地方運輸局)

- ○交通政策部
- ○鉄道部
- ○自動車交通部
- ○海事振興部
- ○海上安全環境部
- ○観光部

○道路部

(地方整備局)

○企画部

○営繕部

○建政部

○河川部

○港湾空港部

(地方航空局)

○空港部 ○総務部

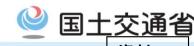
(北海道開発局)

○開発監理部等

(沖縄総合事務局)

○運輸部 ○開発建設部

ユニバーサルデザイン推進本部の設置について(設置規約)



資料 3

1. 設置の趣旨

東京オリンピック・パラリンピック競技大会のレガシーとしての「真の共生社会の実現」に向け、より障害当事者目線に立ったバリアフリー・ユニバーサルデザイン施策を展開するため、国土交通省に、本省にあっては「本省ユニバーサルデザイン推進本部」(以下「本省本部」という。)を、各地方ブロックにあっては「地方ブロックユニバーサルデザイン推進本部」(以下「地方本部」という。)を設置する。

2. 本省本部

(1) 本部員等

本省本部の本部員は、次のとおりとする。ただし、本省本部の本部長は、必要があると認めるときは、その本部員を追加することができる。

本省本部の本部長は、必要があると認めるときは、高齢者、障害者等の立場からの専門的識見を有する者を追加することができる。

総合政策局長【本部長】、総合政策局次長【副本部長】、

総合政策局バリアフリー政策課長、大臣官房官庁営繕部整備課長、

総合政策局総務課政策企画官、総合政策局事業総括調整官、

総合政策局地域交通課長、不動産・建設経済局情報活用推進課長、

都市局街路交通施設課長、都市局公園緑地·景観課長、

水管理·国土保全局河川環境課長、道路局環境安全·防災課長、

住宅局住宅総合整備課長、住宅局建築指導課長、

鉄道局鉄道サービス政策室長、鉄道局都市鉄道政策課長、

鉄道局技術企画課長、自動車局旅客課長、海事局内航課長、

海事局安全政策課船舶安全基準室長、港湾局産業港湾課長、

港湾局技術監理室長、航空局航空ネットワーク企画課長、

航空局航空事業課長、観光庁観光産業課長、観光庁参事官(外客受入)

(2) 事務局

本省本部の事務局は、総合政策局安心生活政策課に置き、関係各局等の協力を得て、その事務を処理する。

(3) その他

前各項に定めるもののほか、本部の運営に関する事項その他必要な事項は、本省本部の本部長が決定する。

3. 地方本部

(1) 本部員

地方本部の本部員は、別表のとおりとする。ただし、地方本部の本部長は、必要があると認めるときは、その本部員を追加することができる。

(2) 本部長及び副本部長

- ① 地方本部に、それぞれ、本部長を置く。
- ② 地方本部の本部長は、それぞれ、地方運輸局交通政策部長(沖縄ブロックにあっては沖縄総合事務局運輸部長)をもって充てる。
- ③ 地方本部に、それぞれ、副本部長2名を置く。
- ④ 地方本部の副本部長は、それぞれ、地方整備局企画部(北海道ブロックにあっては北海道開発局開発監理部、沖縄ブロックにあっては沖縄総合事務局開発建設部)に属する者 及び地方運輸局交通政策部次長をもって充てる。

(3) 事務局

各地方本部の事務局は、地方ブロック区分に従い、それぞれ 地方運輸局交通政策部バリアフリー推進課又は内閣府沖縄総 合事務局運輸部企画室に置き、地方ブロック内の関係部局等 の協力を得て、その事務を処理する。

(4) その他

前各項に定めるもののほか、本部の運営に関する事項その他必要な事項は、本部長が決定する。

ユニバーサルデザイン推進本部(地方ブロックの主要議題)

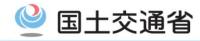


1. 基本的考え方

バリアフリー法改正や新たなバリアフリー整備目標策定を踏まえ、地方部のバリアフリー整備の加速化や基本構想等の 策定促進等を図るため、本省・地方に「ユニバーサルデザイン推進本部」を設置し、推進体制を強化

2. 地方ブロックユニバーサルデザイン推進本部で取り扱う議題

- (1)マスタープラン・基本構想の策定促進
- **地方本部の一丁目一番地は、マスタープラン・基本構想の策定促進** ――― バリアフリー目標の達成の鍵は、本部のプロモート活動の積極的実施
- 本部員が日頃から付き合いのある自治体とのつながりをフルに活用したり、市町村の実情に詳しい都道府県担当者を巻き込むことにより、本部員が緊密に連携して働きかけを実施
- <u>(2)バリアフリー教室等の共同開催</u>
- 整備局や市町村と共同してバリアフリー教室を開催する等、心のバリアフリーを本部のテーマとして取り上げ
- (3) 共生社会ホストタウンに対する主導的な支援
- オリパラ大会のレガシーは「真の共生社会の実現」—— **国交省は大会終了後も共生社会HTの取組を主導的に 支援**。共生社会HTにおける基本構想等の策定や心のバリアフリーの取組を継続的にフォロー。
- (4) その他
- 地方本部の本旨は、会議の開催そのものではなく、推進体制を構築すること
- **今後のバリアフリーのキーワードは、「当事者参画」** 一 地方本部で問題意識を共有し、当事者参画の取組について本部で検討



旅客施設(鉄軌道駅、バスターミナル、旅客船ターミナル、航空旅客ターミナル)

現行

※1:2019年度末の段差解消の数値(速報値)

- ▶ 平均利用者数が3,000人以上/日の旅客施設を原則として全てバリアフリー化
- ▶これ以外の旅客施設についても、高齢者、障害者等の利用実態等の地域の実情を踏まえ、可能な限りバリアフリー化

< 旅客施設(3,000人以上/日)のバリアフリー化率(※1)>

・鉄軌道駅(約3,600駅) : 92% ・バスターミナル(約50施設) : 95% ・旅客船ターミナル(約15施設): 100% ・航空旅客ターミナル(約40施設): 87%

目標

※2:2019年度末の数値(速報値)

<旅客施設全般>

➤ バリアフリー指標として、案内設備(文字等及び音声による運行情報提供設備、 案内図記号による標識等)の設置を追加

<旅客施設(3,000人以上/日)の案内設備のバリアフリー化率(※2)>

・鉄軌道駅(約3,600駅) : 74% ・バスターミナル(約50施設) : 76% ・旅客船ターミナル(約15施設) : 54% ・航空旅客ターミナル(約40施設) : 95%

<運行情報 提供設備>



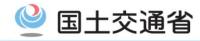
[多様的優所のおるトイレ]





<標識 (ピクトグラム>

- ▶これ以外の旅客施設についても、高齢者、障害者等の利用実態等の地域の実情を踏まえ、可能な限りバリアフリー化
- <鉄軌道駅・バスターミナル>
- ▶ 平均利用者数が3,000人以上/日の施設と2,000人以上3,000人未満/日で基本構想の生活関連施設に位置付けられた施設を原則として全てバリアフリー化
- <旅客船ターミナル・航空旅客ターミナル>
- ▶ 平均利用者数が2,000人以上/日の施設を原則として全てバリアフリー化



鉄軌道駅 (平均利用者数に係る目標以外)

※1:2019年度末の数値(速報値)

<ホームドア・可動式ホーム柵>

▶ 車両扉の統一等の技術的困難さ、停車時分の増大等のサービス低下、膨大な投資費用等の課題を総合的に勘案し た上で、優先的に整備すべき駅を検討し、地域の支援の下、可能な限り設置を促進

※交通政策基本計画において2020年度までに約800駅の整備を行う

ホームドア等の設置状況(※1):858駅

目標 ※2:2019年度末の数値(速報値)

<ホームドア・可動式ホーム柵>

▶ 駅やホームの構造・利用実態、駅周辺エリアの状況などを勘案し、優先度が高いホームでの整備を加速化することを 目指し、鉄軌道駅全体で3,000番線、うち平均利用者数が10万人以上/日の駅で800番線を整備する

<ホームドア等の整備状況(※2)>

- 鉄軌道駅全体の総番線数:19.951番線、総駅数:9.465駅 (うち10万人/日以上駅 総番線数:1.275番線、総駅数:285駅)
- 鉄軌道駅全体の整備済総番線数:1,953番線、整備済総駅数:858駅 (うち10万人/日以上駅 整備済番線数:447番線、整備済駅数:154駅)

<その他(新設)>

- ▶ 高齢者、障害者等に迂回による過度の負担が生じないよう、大規模な鉄軌道駅については、当該駅及び周辺施設の 状況や当該駅の利用状況等を踏まえ、可能な限りバリアフリールートの複数化を進める
- ▶ 駅施設・車両の構造等に応じて、十分に列車の走行の安全確保が図れることを確認しつつ、可能な限りプラットホー ムと車両乗降口の段差・隙間の縮小を進める



※1:2019年度末の数値(速報値)

現行

鉄軌道車両

▶ 総車両数約5万2,000両のうち約70%をバリアフリー化 <バリアフリー化率(※1): 75%>





目標

- ▶ 総車両数約5万3,000両のうち約70%をバリアフリー化 令和2年4月に施行された新たなバリアフリー基準(鉄軌道車両に設ける車椅子スペースを1列車につき2箇所以上とすること等を義務付け)への適合状況(50%程度と想定)を踏まえて設定
- ▶ 新幹線車両について、車椅子用フリースペースの整備を 可能な限り速やかに進める

航空機

現行

▶ 総機数約620機を全てバリアフリー化 <バリアフリー化率(※1): 99%>

目標

▶ 総機数約670機を全てバリアフリー化

現行

旅客船

- ▶ 総隻数約700隻のうち約50%をバリアフリー化 <バリアフリー化率(※1): 48% >
- ▶ 平均利用者数が5,000人以上/日のターミナルに就航する船舶は原則全てバリアフリー化

<バリアフリー化率(※1): 48% >

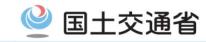
▶これ以外の船舶についても、利用実態等を踏まえて可能な限りバリアフリー化

目標

- 総隻数約700隻のうち約60%をバリアフリー化
- ▶ 平均利用者数が2,000人以上/日のターミナルに就航する船舶は、構造等の制約条件を踏まえて可能な限りバリアフリー化
- ➤ これ以外の船舶についても、利用実態等を踏まえて可能な限りバリアフリー化



<新幹線の車椅子フリースペースのイメージ例>



現行 乗合バス車両

※1:2019年度末の数値(速報値)
※2:適用除外認定車両約1万台を除く

くノンステップバス>

総車両数約5万台(※2)のうち約70%をバリアフリー化

<バリアフリー化率(※1): 61%>

<リフト付バス等>

▶ 約25%をリフト付きバス又はスロープ付きバスとする等、高齢者、障害者等の利用の実態を踏まえて、可能な限りバリアフリー化率(※1): 5%>

目標

くノンステップバス>

▶ 総車両数約5万台(※2)のうち約80%をバリアフリー化

くリフト付バス等>

▶ 約25%をリフト付きバス又はスロープ付きバスとする等、高齢者、障害者等の利用の実態を踏まえて、可能な限りバリアフリー化

▶ 1日当たりの平均的な利用者数が2,000人以上の航空旅客ターミナルのうち鉄軌道アクセスがない施設(指定空港) へのバス路線を運行する乗合バス車両における適用除外の認定基準を見直すとともに、指定空港へアクセスするバス路線の運行系統の総数の約50%について、バリアフリー化した車両を含む運行とする

現行 貸切バス車両

▶ 約2,100台のノンステップバス、リフト付きバス又はスロープ付きバスを導入する等、高齢者、障害者等の利用の実態を踏まえて、可能な限りバリアフリー化

<バリアフリー化率(※1): 1,081台>

現行

タクシー車両

▶ 約44,000台の福祉タクシー(ユニバーサルデザインタクシーを含む。)を導入

<バリアフリー化率(※1) >

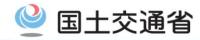
福祉タクシー: 37,064台(うち、ユニバーサルデザインタクシー: 21,736台)

目標

▶ 約2,100台のノンステップバス、リフト付きバス又はスロープ付きバスを導入する等、高齢者、障害者等の利用の実態を踏まえて、可能な限りバリアフリー化

目標

- 約90,000台の福祉タクシー(ユニバーサルデザインタクシーを含む。)を導入
- ▶ 各都道府県における総車両数の約25%について、ユニバーサルデザインタクシーとする



現行

道路

▶ 重点整備地区内の主要な生活関連経路を構成する道路 を原則として全てバリアフリー化

<バリアフリー化率(※1): 89%>

令和元年7月に、面的なパリアフリー化を推進するため、約1,700kmに約 2,400kmを加え、全体約4,450kmに拡大し、パリアフリー化率 (※2)は約63%

※1:重点整備地区内の主要な生活関連経路を構成する 道路約1,700kmが対象であり、2018年度末の数値 ※2:2018年度末の数値

目標

▶ 重点整備地区内の主要な生活関連経路を構成する<u>道路</u> (約4,450km)の約70%をバリアフリー化

道路のバリアフリー化整備事例



信号機等

現行

▶ 重点整備地区内の主要な生活関連経路を構成する道路に設置されている信号機等を原則として全てバリアフリー化

<バリアフリー化率(※3): 99%>

※3:2019年度末の数値

目標

- ▶ 重点整備地区内の主要な生活関連経路を構成する道路に設置されている信号機等を原則として全てバリアフリー化
- ▶ 重点整備地区内の主要な生活関連経路を構成する道路のうち、道路又は交通の状況に応じ必要な部分に設置されている。
 - ・ 信号機は原則として全て音響機能付加信号機にする
 - ・ 道路標示は原則として全てエスコートゾーンを設置

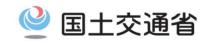




<音響機能付加信号機の例>



<エスコートゾーンの例>



※2:2019年度末の数値(速報値)

現行

都市公園

※1:2018年度末の数値

▶ 園路及び広場(約97,000箇所)の約60%をバリアフリー化

<バリアフリー化率(※1): 57%>

▶ 駐車場(約9,000箇所)の約60%をバリアフリー化

<バリアフリー化率(※1): 48%>

▶ 便所(約36,000箇所)の約45%をバリアフリー化

<バリアフリー化率(※1): 36%>

目標

- ▶ 規模の大きい概ね2ha以上の都市公園について
 - ・園路及び広場(約9,000箇所)の約70%をバリアフリー化

<現状のバリアフリー化率(※1): 約63%>

・駐車場(約6,000箇所)の約60%をバリアフリー化

<現状のバリアフリー化率(※1): 約53%>

・便所(約9,000箇所)の約70%をバリアフリー化

<現状のバリアフリー化率(※1): 約61%>

現行

路外駐車場

▶ 特定路外駐車場(約3,900箇所)の約70%をバリアフリー化

<バリアフリー化率(※1): 65%>

目標

▶ 特定路外駐車場(約3.900箇所)の約75%をバリアフリー化

現行

建築物

▶ 床面積の合計が2,000m²以上の特別特定建築物の総 ストックの約60%をバリアフリー化

<バリアフリー化率(※2): 61%>

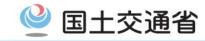


目標

- ▶ 床面積の合計が2,000m²以上の特別特定建築物の総 ストックの約67%をバリアフリー化
- ▶ 床面積の合計が2,000m²未満の特別特定建築物等に ついても、地方公共団体における条例整備の働きか け、ガイドラインの作成及び周知により、バリアフリー 化を促進
- ▶ 公立小学校等(※3)については、文部科学省において 目標を定め、障害者対応型便所やスロープ、エレ ベータ—の設置等のバリアフリー化を実施する



※3:小学校、中学校、義務教育学校又は中等教育学校(前期課程に係る ものに限る。)で公立のもの



※1:2020年6月末の数値、※2:2020年3月末の数値

マスタープラン・基本構想の作成

現行

▶ マスタープラン及び基本構想の制度は、市町村が中心となり、施設単体ではなく、施設間を結ぶ経路を含めた主としてハード面での面的なバリアフリー化を促進するために設けられた制度

<作成状況>

・マスタープラン: 全国8市区(※1)・基本構想: 全国304市区町(※2)

目標

▶ マスタープランの作成市町村数 : 約350自治体 (全市町村(約1,740)の2割)

▶基本構想の作成市町村数 : 約450自治体 (平均利用者数が2,000人以上/日の鉄軌道駅及びバスターミナ

ルが存在する市町村(約730)の約6割に相当)

心のバリアフリー

現行

▶ 令和2年5月の改正バリアフリー法においては、車両の優先席、車椅子使用者用駐車施設等の適正利用の推進や学校教育との連携など移動等円滑化に係る「心のバリアフリー」に関する施策を強化

目標

共生社会の実現に向けて、ハード面の目標のみならず、ソフト面の目標として、

- ▶ 移動等円滑化に関する国民の理解と協力を得ることが当たり前の社会となるよう環境を整備する。
- ▶「心のバリアフリー」の用語の認知度 : 約50% (現状(※3) : 約24%)
- ▶ 高齢者、障害者等の立場を理解して行動ができている人の割合 : 原則100% (現状(※3) : 約80%)